

## 1 清掃業務実施日

### (1) 日常清掃

休館日 [毎月第2月曜日 (休日に当たるときはその日後において、その日に最も近い日で休日でない日)、12月29日から翌年1月3日まで] を除く毎日及び特に要請があった日とする。

### (2) 定期清掃

ア 樹脂塗装 (ケイ酸質系表面強化剤) ・長尺シート・ビニル床タイルの清掃は年6回を原則とし、磁器質タイル床の清掃は年2回を原則として休館日に実施する。

イ 窓ガラスの清掃は年2回を原則とし、サッシの清掃は年1回を原則とする。

ウ カーペットの清掃は、年1回を原則とする。

エ 衛生害虫、ねずみ駆除は、年4回を原則とする。

オ 剥離清掃 (長尺シート・ビニル床タイル) は、3年に1回を原則とする (実施年度：令和9年度 (2027年度))

## 2 委託業務実施方法

### (1) 日常清掃 (日常清掃実施基準は、別添のとおり)

ア 床面清掃は、掃き拭き、除塵後、材質に応じモップ拭き又は水拭きを行う。

イ 敷地内屋外及び駐車場は、ゴミ・紙屑等の除去、除草を行う。

### (2) 定期清掃

ア ~~樹脂塗装 (ケイ酸質系表面強化剤)~~ ・長尺シート・ビニル床タイルは、掃き拭き、除塵後、洗剤洗浄し、樹脂ワックス塗布を行い、磁器タイル床及び樹脂塗装 (ケイ酸質系表面強化剤) は、掃き拭き、洗剤洗浄を行う。

イ 窓ガラス、サッシ清掃建物内外については、洗剤洗浄及び乾拭きを行う。

ウ カーペット清掃は、洗剤洗浄及び水洗浄後、汚水を回収する。

エ 衛生害虫、ねずみ防除は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に適合するように行う。

### (3) その他

玄関マット (必要数をレンタル) は、月1回交換を行う。